

東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業
不動産取得税の取り扱いに関連する別紙

平成15年 5月8日

不動産取得税に関する事業者・建設業者間の建設工事請負契約追加条項
及び約款追加条文

1 契約書追加条項

（所有権の帰属）

工事目的物の所有権は、原始的に発注者（事業者）に帰属する。

2 約款追加条文

（所有権）

第 条 発注者は東京大学（地震）総合研究棟施設整備事業遂行のために設立された特別目的会社であり、工事目的物の所有権は、請負代金の支払の有無にかかわらず、発注者が原始的に取得する。また、請負者は、発注者が工事目的物の所有権を、竣工後直ちに公共（公共施設等の管理者等）に移転することを承諾するものとする。

二 前項は請負者の請負代金請求権に何ら影響を及ぼすものではない。

以上